

必要となる場面が少なくない論点などを取り上げました。有意義ですが、実務上、明確な正解がない論点もありますので注意が必要です。

民事信託支援業務に携わる専門職に求められるのは、民事信託に関する倫理を踏まえた執務姿勢の習得とその継続、そして、常に民事信託に関する動向に注目し、アップデートしていく心構えだと思います。

本書はそのような目的にかなう内容であると自負します。民事信託支援業務に携わる専門職の方々の必携の書となれば幸いです。

最後になりますが、本書を出版するにあたり、さまざまご支援、アドバイス等をいただきました民事法研究会の南伸太郎氏をはじめとする関係各位に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

一般社団法人民事信託推進センター代表理事 森 登規雄

一般社団法人民事信託士協会代表理事 押井 崇

『民事信託の適正活用の考え方と実務』

◎目 次◎

第1章 民事信託の適正活用に向けて

I 民事信託に関する裁判例等の分析からみるリスクマネジメント /2

- 1 委託者の意思能力・信託設定意思・説明に問題はないか..... 3
 - (1) 意思能力の存在と公正証書..... 3
 - (2) 信託設定意思の確認・事前説明と信託設定後の支援..... 3

コラム1 司法書士による民事信託支援業務の法的根拠 /4

- (3) 委託者は信託を理解しているか、依頼者は誰か..... 6
- 2 新受託者に問題はないか..... 7
- 3 成年後見制度の潜脱とならないか..... 8
- 4 遺留分への配慮に問題はないか..... 8
- 5 受託者による受益者への金銭給付に問題はないか..... 9
- 6 受益者間の公平に問題はないか..... 9
- 7 信託終了の落とし穴に落ちていないか..... 10
 - (1) 撤回不能型の信託..... 10
 - (2) 目的達成不能となった信託..... 10
- 8 小括——トラブル回避・適正な活用に向けて..... 11

II 民事信託支援業務に臨む実践的倫理 /12

- 1 民事信託支援業務の内容..... 12

2	民事信託支援業務は成年後見業務をベースに行う	13
3	従来の財産管理業務とは異質であることを理解して臨む	13
	コラム2 民事信託は他の財産管理制度の抜け道制度ではない	14
4	専門職同士の協力関係が必要	14
5	民事信託支援業務の担い手となるための執務姿勢	15
(1)	相談内容により、従来の財産管理制度を利用することで、十分にその目的・希望が達成できるものについてまで、無理に民事信託を勧めるべきではない	15
(2)	委託者の意思を尊重する	15
(3)	信託はすべて受益者のためにある	15
(4)	信託関係人の判断能力のレベルに目を向ける	16
(5)	親族受託者を希望するケースであっても法人受託者も視野に入れて検討する	16
(ア)	親族受託者の問題点と解決策	17
(イ)	信託とはいえない「身内の財産管理」の特徴	17
(ウ)	信託の目的が曖昧である	18
(エ)	分別管理が緩和されている	18
(オ)	利益相反等の事前承認が許容されている	19
(カ)	報告義務が緩和されている	20
(キ)	自己執行義務が大幅に緩和されている	21
(ク)	第三者的介入が回避されている	21
(ケ)	委託者に判断能力の低下がみられる	22
(6)	そもそも信託の目的を実現させる内容になっているか	22
(7)	公正証書を活用する	22
(8)	信託された金銭の管理のための信託口座を開設する	23
	コラム3 信託口座開設の問題点	23
(9)	信託された不動産の登記をする	24
(10)	民事信託と成年後見制度との連携・併用をする	24
	コラム4 民事信託と成年後見制度の連携・併用	24

(11)	民事信託を利用すれば何でもできるという誘引行為によって過度な期待を抱かせない	25
(12)	ひとりよがりの解釈には危険が伴う	26
(13)	違法・脱法的な信託はしない	26
(14)	急いで契約締結を求めない	26
(15)	信託関係者は十人十色であるから安易に著書や他人の事例を拝借してはならない	26
(16)	報酬の設定は慎重に	26
(17)	委託者・受益者・受託者との継続的な相談関係を築く	27
	コラム5 民事信託の担い手①専門職	27
	コラム6 民事信託の担い手②民事信託士協会	27
	コラム7 信託会社の新設	28

III 民事信託における登記実務

/30

1	民事信託における登記実務の動向	30
2	基本となる規定等	31
(1)	信託財産に属する財産の対抗要件	31
(2)	信託の登記の申請方法等	32
(3)	信託の登記の抹消	32
(4)	信託の登記に関する通達	32
3	信託の設定・開始等に関する登記申請	33
(1)	委託者と受託者の信託契約による場合	33
(2)	遺言による信託の場合	34
(3)	自己信託の場合	35
(4)	共有者のうちの1人を受託者にする場合	36
(5)	未登記建物を信託する場合	37
(6)	信託財産に属する金銭で不動産を新築した場合	38
(7)	信託財産に属する金銭で不動産を購入した場合	39
(8)	信託の仮登記の可否	40
(9)	農地法5条による届出と所有権移転および信託登記の可否	41

4 信託目録の記載事項	42
(1) 概 説	42
(2) 受託者権限の範囲と後続登記の想定	43
(3) 受託者の指針としての記載	43
(4) 相続法秩序・遺言の秘匿性とのバランス	44
5 信託目録の記載事項の具体的な検討	44
(1) 信託財産の管理方法	52
(ア) 火災保険の付保に関する権限（善管注意義務の履行）	53
(イ) 信託法28条に基づく委託者の表示	53
(2) その他の信託の条項	54
(ア) 信託監督人の表示	54
(イ) 委託者の地位の承継	54
(ウ) 停止条件付き受益者代理人選任の定め	55
(エ) 受益権の処分および相続	55
(オ) 信託財産責任負担債務	55
(カ) 受託者の免責に関する条項	56
(キ) 残余財産の帰属権利者または残余財産受益者	57
(3) 複数受益者の受益権割合等	58
6 信託期間中の変更等	58
(1) 受託者が委託者の債務を信託財産責任負担債務として引き受けた場合の（根）抵当権変更	59
(ア) 免責的債務引受けによる抵当権債務者変更登記	59
(イ) 根抵当権変更	59
(2) 第三者の債務を担保するための抵当権設定登記の可否	59
(3) 受託者の変更	60
(ア) 共同申請の原則と例外	60
(イ) 旧受託者が登記申請に協力しない場合の対応	61
(4) 受益者の変更	62
(ア) 受益権の譲渡による場合	62
(イ) 当初受益者の死亡により第二次受益者が受益権を取得し	

た場合	63
(ウ) 受益者の変更に伴う委託者の変更	63
(エ) 信託条項の変更	63
7 信託財産の処分、信託の終了	64
(1) 信託財産の処分	64
(ア) 受託者の権限に基づく処分の場合	64
(イ) 信託財産が受託者固有財産に属するものとなった場合	65
(2) 信託の終了による帰属権利者等への移転	66
(ア) 受託者以外の者を帰属権利者等と指定した場合	66
(イ) 受託者を帰属権利者等と指定した場合	66
(ウ) 登録免許税の考え方	69

IV 民事信託における税務

/71

1 信託の効力発生時	71
(1) 課税関係	71
(ア) 自益信託	71
(イ) 他益信託	71
(ウ) 負担付き贈与	72
(エ) 小規模宅地等の特例	73
(オ) 特定委託者	73
(2) 税務当局への提出書類（受託者の義務）	74
2 信託期間中	75
(1) 所得に関する課税関係	75
(2) 信託から生じた損失の取扱い	75
(3) 受益者変更の場合の課税関係（相続税・贈与税）	77
(4) 受益者一部不存在の場合の課税関係（相続税・贈与税）	78
(5) 税務当局への提出書類（受託者の義務）	79
3 信託終了時	80
(1) 相続税・贈与税の課税関係	80
(ア) 信託終了直前の受益者＝帰属権利者	81

(イ) 信託終了直前の受益者 ≠ 帰属権利者 / 81	
(ウ) 公益法人等を帰属権利者とする場合 / 82	
(2) 税務当局への提出書類（受託者の義務） 83	
4 複層化信託 84	
(1) 複層化信託と財産評価 84	
(2) 受益者連続型信託に該当しない場合 84	
(ア) 信託設定時 / 86	
(イ) 信託終了時 / 86	
(ウ) 信託期間満了前に委託者・受益者の合意等により信託が終了した場合 / 87	
(3) 受益者連続型信託に該当する場合 87	
(4) 相続税法における受益者連続型信託 88	
5 財産評価基本通達による評価が認められないケースと信託財産 89	

第2章 民事信託の適正活用の考え方 ～民事信託士検定の事例を素材に

I 福祉型信託 / 94

1 事例（課題） 94	
2 事例のポイント（出題の意図） 99	
(1) 福祉型信託の3つの類型 99	
(2) 福祉型信託の主要条項 99	
コラム8 信託収支 / 100	
(3) 信託内貸付の必要性 100	

3 信託スキームの検討 100	
4 信託契約書の作成 102	
5 主要条項の趣旨 110	
(1) 信託の目的 110	
(2) 信託財産・信託財産責任負担債務 111	
(ア) 信託財産 / 111	
(イ) 信託財産責任負担債務 / 111	
(3) 委託者および受託者 112	
(4) 受益者および受益権 112	
(5) 信託財産に属する財産の管理・運用・処分方法 112	
(6) 受託者の義務・報告等 113	
(7) 信託法31条に基づく利益相反行為 113	
(8) 信託の変更と信託の終了 113	
(9) 清算・残余財産の帰属 114	
(10) その他の必要な条項とその理由 115	
(ア) 表題と信託行為 / 115	
(イ) 受益者代理人 / 115	
(ウ) 信託報酬等 / 115	
(エ) 通知義務と承認手続 / 116	
(オ) 追加信託 / 116	
6 受託者への助言 116	
(1) 残債務および賃貸ビルに設定された抵当権についての金融機関との折衝における助言 116	
(ア) 助言の内容 / 116	
(イ) 助言の理由 / 117	
(2) 居住用不動産の建替え計画を受託者が契約当事者となり進めていくうえでの留意点としての助言 117	
(ア) 助言の内容 / 117	
(イ) 助言の理由 / 117	

II 事業承継のための自社株信託	/118
1 事例（課題）	118
2 事例のポイント（出題の意図）	121
コラム9 事業承継の3要素と必要不可欠な前提ステップ	/122
3 信託と他の手法との比較	123
(1) 信託の主なメリットとデメリット	123
(2) 本事例であえて信託を活用すべき具体的な理由	124
(ア) 共益権部分の留保の必要性／125	
(イ) 確実かつ円滑な経営権の承継／125	
(ウ) 少数株主の存在、遺留分の問題への対応／125	
(エ) 信託の優位性／126	
4 信託スキームの検討	126
(1) 信託スキームの全体像	126
(2) 前提として必要となる手続等	127
(ア) 取締役会による株式譲渡承認決議等／127	
(イ) 株主名簿記載手続／128	
(ウ) 信託契約の締結（公正証書）／128	
5 主要条項の趣旨	128
(1) 信託の目的	128
(2) 受託者の選定	129
(3) 受益者と受益権	129
(4) 指図者	131
(5) 信託財産	132
(ア) 金銭も信託財産にするか／132	
(イ) 事業用資産（不動産）を信託財産に加えるか／133	
(6) 信託の終了事由	134
(7) 遺留分対策	134
(ア) 受益権放棄への対策／134	

(イ) 出口戦略の検討／135	
6 信託契約書の作成	136

第3章 民事信託の適正活用の実践 ～民事信託士による実践例を素材に

I 資産承継のための受益者連続型信託	/146
1 事 例	146
2 信託スキーム	147
3 解 説	148
(1) 他の制度との使い分け	148
(2) 信託設定にあたっての留意点	149
(ア) 委託者意思の確認／149	
(イ) 監督機能の導入／149	
(ウ) 各専門職との連携／150	
(エ) その他の問題点の検討／150	
(ア) 信託契約の個数／150	
(B) 受託者の選択／151	
(3) 特に問題となった条項	151
(ア) 受益者連続の条項／151	
(イ) 乙不動産の管理・処分／152	
(4) 適正活用にあたっての考え方	153
(ア) セカンドオピニオンの積極的な活用／153	
(イ) 専門職としての情報収集と研鑽／154	

II 共有不動産のトラブルを回避するための信託

1 事 例	156
2 信託スキーム	157
3 解 説	158
(1) 他の制度との使い分け	158
(2) 信託設定にあたっての留意点	159
(ア) 委託者意思の確認／159	
(イ) 監督機能の導入／159	
(ウ) 各専門職との連携／159	
(エ) その他の問題点の検討／159	
(A) 複数委託者のうちの一部を受託者とした場合／159	
(B) 受託者となる共有者の持分を除外した場合／160	
(C) 受益権の準共有と複数受益者／160	
(3) 特に問題となった条項	161
(4) 適正活用にあたっての考え方	161
コラム10 空き家予防の信託／162	

III 親亡き後の財産管理のための遺言信託

1 事 例	163
2 信託スキーム	164
3 解 説	165
(1) 他の制度との使い分け	165
(ア) 負担付き遺贈との比較／165	
コラム11 相続人ではない負担付き遺贈の受益者／166	
(イ) 成年後見制度との併用／166	
(ウ) 特定贈与信託との比較／167	
(2) 信託設定にあたっての留意点	168
(ア) 委託者意思の確認／168	
(イ) 監督機能の導入／168	

(ウ) 各専門職との連携／168**(エ) その他の問題点の検討／169**

(A) 信託発効に伴う財産名義移転手続に備えた遺言執行者の指定／169

(B) 受託者候補による信託引受けの拒否に備えた事前の引受承諾／169

(C) 信託口口座の開設／170

(D) 受託者への説明／171

(3) 特に問題となった条項／171

(ア) 法定後見利用時の想定／171

(A) 成年後見制度の利用時全般との関係／172

(B) 後見制度支援信託との関係／172

(イ) 受益者代理人の権限の範囲（受益債権の弁済を受ける権利等）／173

(4) 適正活用にあたっての考え方／173**IV 賃貸建物の法人化信託**

1 事 例	175
2 信託スキーム	176
3 解 説	177
(1) 他の制度との使い分け	177
(2) 信託設定にあたっての留意点	178
(ア) 委託者意思の確認／178	
(イ) 監督機能の導入／178	
(ウ) 各専門職との連携／178	
(エ) その他の問題点の検討／178	
(A) 当初受益者／178	
(B) 受益権譲渡日と信託設定日／179	
(C) 受益権の売買代金の財源／179	
(D) 信託終了事由／180	

(E) 信託口口座の開設	/180
(3) 特に問題となった条項	180
(4) 適正活用にあたっての考え方	181

第4章 民事信託の適正活用の論点Q & A

I 信託組成に関する論点 /184

1 委託者の意思確認	184
Q 1 受託者候補者（親族）と委託者のそれぞれの意向の確認	/184
Q 2 委託者の判断能力に問題がある場合の対応	/185
2 成年後見制度との併用	186
Q 3 民事信託を後見潜脱的に用いる意向がある場合の対応	/186
Q 4 民事信託と任意後見の併用の検討	/187
Q 5 受託者と任意後見人の兼任の可否	/188
Q 6 民事信託と法定後見の併用の検討	/189
Q 7 法定後見人による信託設定の可否	/190
3 特定贈与信託と障害者控除の比較	191
Q 8 特定贈与信託と障害者控除の比較	/191
4 暦年贈与信託と相続対策	193
Q 9 暦年贈与信託と相続対策	/193
5 信託関係人に対する説明義務	194
Q 10 信託関係人に対する説明義務の意義	/194
Q 11 信託関係人に対する確認事項と説明義務の内容	/195
6 専門職による受託者支援	199

Q 12 信託設定に関与した専門職による受託者支援の重要性	/199
7 自己信託の活用	200
Q 13 自己信託の有用な活用例	/200

II 信託条項に関する論点 /203

1 信託財産	203
Q 1 信託できない財産等	/203
Q 2 有価証券の信託	/204
Q 3 後見制度支援信託契約終了時の信託財産の帰趨と法的構成	/205
Q 4 民事信託における限定責任信託	/206
2 追加信託	209
Q 5 追加信託の法的性質	/209
Q 6 追加信託の登記	/212
Q 7 追加信託の税務	/214
3 信託口口座	215
Q 8 信託口口座と倒産隔離機能（民事執行実務の現実）	/215
4 信託登記	219
Q 9 信託登記の留保	/219
Q 10 未登記建物の信託	/220
5 受益債権と身上保護	221
Q 11 受益債権と身上保護	/221
6 新受託者の選定	223
Q 12 新受託者の選定の考え方	/223
Q 13 新受託者の選定に関する柔軟な規定	/224
7 信託報酬	226
Q 14 信託報酬の有無とその基準	/226
Q 15 信託報酬の課税関係	/227
8 信託内借入れ	228
Q 16 債務者を受託者とすることの留意点	/228

目 次

Q17 債務者を委託者とすることの可否／230
Q18 債務者を個人としての受託者とすることの可否および担保権設定登記／232
Q19 信託終了時の債務控除／235
9 受益権放棄..... 237
Q20 受益権放棄の課税関係／237
10 帰属権利者..... 239
Q21 受託者を帰属権利者とするときの法務／239
Q22 遺言による帰属権利者の指定／243
Q23 推定相続人間での協議や受益権一部放棄による残余財産 給付の決定①委託者の死亡を原因に終了する信託／246
Q24 推定相続人間での協議や受益権一部放棄による残余財産 給付の決定②受益権を相続財産とする信託／250
11 マンション法（区分所有法・管理規約）と信託法の関係..... 253
Q25 信託の設定により移転する権利・義務／253
Q26 管理組合・理事会に関する受託者の地位・責務／255
●執筆者一覧／257

Basic

1

第 章

民事信託の 適正活用に向けて